

豊田市森林保全・林業振興対策事業 補助金等交付要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、林業者又は木材流通加工関係者の組織する団体、森林の整備等を行う市民グループ又は林業者が行う森林保全・林業振興対策事業（別に定める事業に限る。）に要する経費に対し、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。）に定めるもののほか、当該年度の予算の範囲内において交付する補助金及び交付金（以下「補助金等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業内容及び補助率）

第2条 この要綱に基づき補助金等を交付する事業の種類、目的、事業主体（事業実施主体）補助対象経費、補助率は、市長が特別に定めた場合を除き、別表のとおりとする。

（補助金等の交付申請）

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

（1）事業計画書

（2）収支予算書（様式第2号）

（3）その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金等の交付の申請をしようとする者が法人又は団体であるときは、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を提出させるものとする。

（1）定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

（2）役員（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等（役員等を置かない場合は、その団体の構成員とする。）をいう。）の氏名、役職名、住所及び生年月日が記載された書類

3 第1項の規定による申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該補助金等に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除

できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

- 4 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付事務の円滑な実施を図るため、補助金等交付申請を豊田森林組合又はその他市長が認める団体に委任することができる。また、交付申請以降の手続についても同様に取り扱うことができる。

(補助金等の交付決定)

第4条 市長は、補助金等交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金等の交付を決定するものとする。この場合において市長は補助金等交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金等の交付申請をした者が次のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定をしないことができる。

- (1) 法人等（法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(決定の通知)

第5条 市長は、補助金等の交付を決定した場合は、速やかに、その決定の内容及びこれに条件を付したときにはその条件を補助金等の交付を申請した者に豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金等交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧や市税の収納状況を確認することができる。

(申請の取下げ)

第6条 補助金等の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金等の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに申請を取り下げることができる。この場合においては、当該補助金等の交付決定はなかったものとする。

(事業内容の変更承認等)

第7条 補助事業者が当該決定に係る事業（以下「補助事業」という。）について次に掲げる変更をしようとするときは、あらかじめ豊田市森林保全・林業振興対策事業変更承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更し、又は事業を中止若しくは廃止するとき。

(2) 補助対象事業費の減少により交付決定を受けた補助金額等が補助対象事業費に補助率を乗じた額を超えることとなるとき。

(3) その他市長が「承認を必要とする変更」と認めたとき。

2 前項の規定により、変更承認申請書が提出されたときは、市長は、第4条の規定に基づき、既に行った交付決定の内容の全部又は一部の変更を行い、豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金等変更決定通知書（様式第5号）により通知することができる。

3 前条の規定は前項の場合において準用する。

(着手及び完了の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業に着手し、又は完了したときは、速やかに森林保全・林業振興対策事業着手（完了）報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由を、また補助事業の遂行が困難となった場合にはその理由及び遂行状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

（遂行状況の報告）

第9条 市長は、補助事業を適正に執行させるため、必要に応じ補助事業者に豊田市森林保全・林業振興対策事業遂行状況報告書（様式第7号）の提出を求めることができる。

（実績報告書の提出）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金等実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

- （1）事業実績書
- （2）収支精算書（様式第9号）
- （3）その他市長が必要と認める書類

（補助金等の額の決定、通知及び交付）

第11条 市長は、補助事業実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金額等を確定し、豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金等確定通知書（様式第10号）により通知し、交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

（交付決定の取消し又は補助金等の返還）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金等の一部若しくは全部を返還させることができる。

- （1）この要綱若しくは補助金等の交付決定に付した条件又は市長の指示に違反したとき。
- （2）補助金等を補助事業以外の用途に使用したとき。

- (3) 補助金等の運用又は補助金等の執行方法が不相当と認められるとき。
- (4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金等の交付に関し不正な行為があったとき。
- (5) 第14条の規定による指示に従わず、報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (6) 第4条第2項各号のいずれかに該当するとき。

(財産の処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（大蔵省令に定めのない財産については、別に市長が定める期間）を経過した場合は、この限りでない。

(検査等)

第14条 市長は、補助事業者に対して補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

- 2 補助事業者は、当該事業に係る収支を整理記帳し、その証拠書類、帳簿等を整理し、補助事業の完了年度の翌年度から5か年間保管しなければならない。また、国費を伴う事業については、10か年間とする。ただし、財産処分制限期間（大蔵省令に定められている期間）を経過するまでは、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表（第2条関係）（補助金関係）

番号	補助事業名	目的	事業主体	補助対象経費	補助率又は補助金額
1	森林地域地籍調査事業補助金	森林地域の地籍調査を促進することで、森林整備を推進させ、山地災害により被災した場合の迅速な復旧を図る。	豊田森林組合	①地籍調査に要する経費のうち、国土調査法第6条の4の規定に基づく地籍調査事業の実施において、国土調査法施行令第14条に規定する経費。 ②地籍調査に要する経費のうち、①に該当しない人件費。 ※実施要領については、別途市長が定める。	①1／6以内 ②限度額：5，000千円
2－1	矢作川水源林対策事業（森林整備）	優良森林の造成・保育を促進し、水源涵養機能の充実を図る。	林業事業体又は森林所有者	公益財団法人矢作川水源基金が定める水源林地域対策事業業務方法書及び水源林対策事業助成金交付要領に基づき実施する森林整備事業に要する事業費。	水源林対策事業助成基準による。 ただし間伐については、別途、要領に定めたとおり
2－2	矢作川水源林対策事業（作業路）			公益財団法人矢作川水源基金が定める水源林地域対策事業業務方法書及び水源林対策事業助成金交付要領に基づき実施する作業路整備事業に要する事業費及び新設に伴う測量設計費。なお、諸経費は直接工事費の35%以内、雑費は事業費の5%以内とする。	作業道新設は9，7／10以内 （事業費上限：13千円／m） 作業道改良は7／10以内 （事業費：100千円以上500千円以内） 測量設計は、千円/m（定額）
3	森林ボランティア始動支援事業	森林の整備を目的とした市民グループによる自主的な活動に補助することにより、荒廃した人工林・里山林の再生、保全を図る。	5人以上で構成し、市内の森林整備活動を自主的に 行う結成後2年未満のグループで、この補助以外の同種の助成金等を受けていないもの	森林整備活動に要する経費。 なお、活動の対象とする森林の面積はおおむね0.3ha以上で、年10日以上活動するものとする。また、同一グループに対する補助は原則として2年を限度とする。 ※交付基準については、別途市長が定める。	定額（グループ構成員の年間活動延日数に応じて下記のとおりとする。） 100人日まで：50千円 200人日まで：75千円 201人日以上：100千円
4	森林ボランティア安全対策事業	森林の整備を目的とした市民グループのボランティア保険加入経費の一部を補助することにより、荒廃した人工林・里山林の再生、保全を図る。	5人以上で構成し、市内の森林整備活動を自主的に 行うグループ	森林整備活動のボランティア保険に要する経費。 なお、活動の対象とする森林の面積はおおむね0.3ha以上で、年10日以上活動するものとする。	1／2以内（限度額：200千円）
5－1	間伐材搬出路網開設・改良事業（搬出路）	間伐材の搬出を促進し、間伐の円滑な推進を図る。	林業事業体又は森林所有者	間伐材の搬出路の開設に要する経費。 幅員1.5m以上（林内作業車用）…延長×600円 幅員2.0m以上（林内作業車用）…延長×1,100円 幅員2.5m以上（高性能林業機械用）…延長×1,500円	3／10以内 ただし森づくり団地計画区域内の高性能林業機械使用を目的とした搬出路については、2／3以内。
5－2	間伐材搬出路網開設・改良事業（作業路）			作業路（幅員3.0m以内）の新設・改良に要する事業費及び新設に伴う測量設計費。 ただし、森づくり団地計画区域内に限る。 実施基準は、公益財団法人矢作川水源基金が定める水源林対策事業助成基準に準ずる。（森林環境保全整備事業実施要綱に準じて開設される森林作業道を含む。）なお、諸経費は直接工事費の35%以内、雑費は事業費の5%以内とする。 ※実施要領については、別途市長が定める。	作業道新設は9.7／10以内 （事業費上限：13千円／m） 作業道改良は7／10以内 （事業費：100千円以上500千円以内） 測量設計は、千円/m（定額） ※県の補助金が交付される場合は、県補助金を引いた額
6	間伐促進事業	人工林の計画的、集団的な間伐を促進し、森林の公益的機能の増進を図る。	林業事業体又は森林所有者	①愛知県の定める森林造成等補助金交付要綱、造林事業実施要領及び小規模森林育成事業実施要領に準じて、実施する間伐に要する経費。 ただし、間伐率30%以上（針広混交誘導林については40%から60%）の間伐に限るものとする。 ②愛知県の定める林業振興対策事業補助金のうち次世代林業基盤づくり事業に基づき実施する間伐材生産に要する経費。 ※実施要領については、別途市長が定める。	切置き間伐：9／10以内 ただし次にあげる間伐については10／10以内 ・針広混交誘導林の40%以上60%未満の間伐 ・森づくり団地計画区域内の40%以上60%未満の間伐 ・森づくり団地計画区域内の木材生産林で30%以上40%未満の間伐かつ1,000本/ha以上から1,000本/ha未満となる場合 ・利用間伐：森づくり団地計画区域内に限り、5／10以内、間伐材生産：定額 ただし県の補助金が交付される場合は、県補助金を引いた額
7	高性能林業機械施業促進事業	機械化・省力化した高性能林業機械施業による集団的施業及び木材搬出を促進し、林業経営の安定化を図る。	林業事業体	高性能林業機械のレンタルまたはリースに要する経費 ただし、レンタルは、受託による利用間伐作業に従事した日数に限る。 また、リースは令和4年度以前にリース契約を行い、かつ当補助金を受給し、当初リース契約期間内の機械に限る。	1／3以内 ただしリース補助は2／10以内
8	高性能林業機械導入事業	機械化・省力化した高性能林業機械施業による集団的施業及び木材搬出を促進し、林業経営の安定化を図る。	林業事業体	高性能林業機械の新規導入に係る経費。このうち購入の場合は、利用間伐面積の拡大に資する場合に限る。リースの場合は、国県の交付要綱等に基づく場合に限る。	2／10以内 ただし新たな作業システムに必要な機種については4／10以内
9	山間地営農等振興事業	自然的・経済的・社会的諸条件に恵まれない山間地において、地域格差を是正し、均衡のとれた発展を期すため、公益的視点に立った地域開発の方向に基づき、農林漁業振興の強力な推進を図り、林業者の負担を軽減し、活発な林業活動を促進する。	林業者の組織団体	愛知県山間地営農等振興事業実施要領及び実施基準に基づき行われる施設等に要する経費	6／10以内 ただし事業協同組合等が行う木材の搬出・加工・流通に資するものについては8／10以内
10	地域材流通加工施設整備事業	木材の流通加工施設の整備を促進し、木材の利用促進を進め、林業の振興と森林の保全を図る。	地域材流通加工事業者又は豊田森林組合	木材（地域材）加工設備の新設または更新に要する経費	3／10以内 ただし国県補助が適用される場合には1／10以内（限度額：1,000千円）
11	新規就業者育成推進事業補助金	豊田市における林業従事者を確保し、定着を図り、事業推進体制の構築を図る。	愛知県が認定事業主としていて、市内に主たる事務所を持つ林業事業体	①「緑の雇用」事業 国が定める森林・林業担い手育成総合支援補助金交付等要綱及び森林・林業担い手育成総合対策事業実施要領に準じて、実施する林業作業の研修に要する経費。 研修期間を含めて起算して5年目終了時に奨励金。	別途要領に定めた実施基準による 奨励金300千円（「緑の雇用」事業のみ）
			豊田森林組合	②新規採用職員育成支援事業 新規採用者が、市が定める林業大学校等への就学に要する経費。 ※実施要領については、別途市長が定める。	

※ 補助金の額の算定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
※ 第5条第2項において市税の収納状況の確認が必要な事業は、上記2－1、2－2、5－1、5－2、6、7、8、9、10の補助事業とする。この事業においては、様式第1号の（第3条関係）＜補助金申請の同意・誓約事項＞にチェックをすること。ただし、申請者が豊田森林組合及び所在地が市外の事業体は省略する。
※ 第8条第1項の定めに基づき「着手・完了報告書」の提出が必要な事業は、上記2－2、5－2、9、10の補助事業とする。
ただし、2－2及び5－2において路線が複数の場合は、路線毎とする。

様式第1号（第3条関係）

年度豊田市森林保全・林業振興対策事業 補助金等交付申請書

年 月 日

豊田市長 様

申請者

住 所

フリガナ

氏 名

（法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

生年月日 年 月 日生

電話番号 ()

年度において、下記の事業を補助金等の交付を受けて実施したいので、豊田市補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|--|----|
| 1 事業名 | 事業 |
| 2 補助金等交付申請額金 | 円 |
| 3 添付書類 | |
| (1) 事業計画書 | |
| (2) 収支予算書（様式第2号） | |
| (3) 申請者が法人又は団体である場合は、定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類 | |
| (4) 申請者が法人又は団体である場合は、役員（役員を置かない場合は、その団体の構成員とする。）の氏名（読み仮名付き）、役職名、住所及び生年月日が記載された書類 | |
| (5) その他市長が必要と認めた書類 | |

4 補助金申請の同意・誓約事項

内容	同意・誓約欄 (☑:チェック してください。)
1 豊田市税を滞納していない。	☐
2 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、法人・任意 団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等 の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認 することに同意します。	☐

※市税の収納状況の確認が必要な事業は、別表（第2条関係）における2－1，
2－2，5－1，5－2，6，7，8，9，10の補助事業とする。

ただし、申請者が豊田森林組合及び所在地が市外の事業体は添付を省略する。

様式第2号（第3条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△印は減額)	備 考
	円	円	円	
計				

2 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△印は減額)	備 考
	円	円	円	
計				

豊田市森林保全・林業振興対策事業 補助金等交付決定通知書

豊森林発 第 号
年 月 日

様

豊 田 市 長

年 月 日付けで交付申請のあった 年度の事業について、豊田市補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり決定します。

記

1 事業名

事業

2 補助金等の額

金

円

3 補助金等交付の条件

- （1）補助金等の対象となる事業内容は、申請書の事業計画に記載されたとおりとする。
- （2）事業の実施に当たっては、関係法令、豊田市補助金等交付規則及び豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金等交付要綱に従わなければならない。

豊田市森林保全・林業振興対策事業
変更承認申請書

年 月 日

豊田市長 様

申請者

住 所

フリガナ

氏 名

（法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

生年月日 年 月 日生

電話番号 ()

年 月 日付け豊森林発第 号で交付決定通知
のあった について、下記のとおり
り計画を変更したいので、豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金等
交付要綱第7条により承認されたく申請します。

記

- | | | | |
|---|------------|---|--------|
| 1 | 変更前の補助金等の額 | 金 | 円 |
| | 変更後の補助金等の額 | 金 | 円 |
| | 差額 | 金 | 円の増（減） |
- 2 計画変更の理由
- 3 計画変更の内容

豊田市森林保全・林業振興対策事業 補助金等変更交付決定通知書

豊 森 林 発 第 号
年 月 日

様

豊 田 市 長

年 月 日付け豊森林発第 号で通知した 年度
に対する補助金等を、豊田市補助金等交
付規則第9条の規定により、下記のとおり変更して交付することに決定
します。

記

1	変更前の補助金等の額	金	円
	変更後の補助金等の額	金	円
	差 額	金	円の増（減）

2 計画変更の内容

（1）事業内容

（2）事業費

3 補助金等交付の条件

様式第6号（第8条関係）

年度豊田市森林保全・林業振興対策事業 着手（完了）報告書

年 月 日

豊田市長 様

申請者

住 所

フリガナ

氏 名

（法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

生年月日 年 月 日生

電話番号 ()

年 月 日付け豊森林発第 号で交付決定通知のあった下記事業
について、豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金等交付要綱第8条により
別紙のとおり報告します。

記

事業名

(別紙)

項 目	摘 要
事 業 主 体	
事 業 種 目	
着 手 年 月 日	年 月 日
着 工 年 月 日	年 月 日
竣工（予定） 年月日 (完成（予定）)	年 月 日
事 業 施 行 場 所	
施 行 方 法	
請 負 業 者 名	住所 氏名
機 械 器 具 購 入 先	住所 氏名

※ 添付資料として、着手報告時には、契約書（写し）、入札関係書（入札通知書、購入物品明細書、予定価格調書、受付簿、誓約書、見積書、入札顛末書等）を、完了報告時には、納品書（写し）を添付する。

※ 着手年月日は契約年月日とし、着工年月日は実際に工事に着手した年月日を記入する。

様式第7号（第9条関係）

年度豊田市森林保全・林業振興対策事業 遂行状況報告書

年 月 日

豊田市長 様

申請者

住 所

フリガナ

氏 名

（法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

生年月日 年 月 日生

電話番号 ()

年 月 日付け豊森林発第 号で交付決定通知
のあった下記事業について、豊田市森林保全・林業振興対策
事業補助金等交付要綱第9条により別紙のとおり報告しま
す。

記

事業名

(別紙)

1 事業主体に対する補助金等交付状況

地域名	事業主体名	市費補助金等 決定額	市費補助金等 受領額		交付済額	
			月日	金 額	月日	金 額
		円		円		円

2 事業実施状況

地域名	事業	事業	計画		出来高		進捗率	残高		備考
	主体名	種目	事業量	事業費	事業量	事業費		事業量	事業費	
				円		円	%		円	

様式第8号（第10条関係）

年度豊田市森林保全・林業振興対策事業 補助金等実績報告書

発 第 号
年 月 日

豊田市長 様

申請者

住 所

フリガナ

氏 名

（法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

生年月日 年 月 日生

電話番号 （ ）

年 月 日付け豊森林発第 号で交付決定通知のあった下記事業を、
別紙実績書のとおり実施したので、豊田市補助金等交付規則第10条の規定に
より報告します。

記

事業名

※ 添付書類

- （１） 事業実績書
- （２） 収支精算書（様式第9号）
- （３） その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第10条関係）

収 支 精 算 書

1 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減 (△印は減額)	備 考
	円	円	円	
計				

2 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減 (△印は減額)	備 考
	円	円	円	
計				

様式第10号（第11条関係）

豊田市森林保全・林業振興対策事業 補助金等確定通知書

豊 森 林 発 第 号
年 月 日

住 所

団体名

代表者氏名

様

豊 田 市 長

年 月 日付けで実績報告のあった 年度の
事業について、下記のとおり補助金等の額を確定しましたので、豊田
市補助金等交付規則第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 事業名

2 補助金等の確定額

円